

子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか？

食費などの物価高騰による影響を特に受けやすい非課税の子育て世帯に対して、生活支援を行う観点から給付金の支給を行っています。

支給対象となる方でまだ申請手続きをされていない方は、お早めにお問い合わせの上、お手続きください。また、支給対象となるかご不明な方についてもご遠慮なくお問い合わせください。

〔支給対象者〕

18歳未満の児童（障害がある場合は20歳未満の児童）を監護・養育する子育て世帯のうち、つぎのそれぞれの表の①または②に当てはまる方。

・ひとり親世帯の方

支給要件	支給対象児童	手続きなど
① 公的年金を受けていることにより、令和5年3月分の児童扶養手当を受けていない方	平成17年4月2日（障害がある児童の場合は、平成15年4月2日）から令和6年2月29日までに生まれた児童	申請手続きが必要です。必要書類をお渡ししますので、担当までお問い合わせください。
② 令和5年1月1日以降に物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度住民税（均等割）が非課税相当の収入となった方		

・ひとり親世帯以外の方

支給要件	支給対象児童	手続きなど
① 令和5年度住民税（均等割）が非課税の方	平成17年4月2日（障害がある児童の場合は、平成15年4月2日）から令和6年2月29日までに生まれた児童	申請手続きが必要です。必要書類をお渡ししますので、担当までお問い合わせください。
② 令和5年1月1日以降に物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度住民税（均等割）が非課税相当の収入となった方		

〔給付額〕 児童一人あたり 一律5万円

〔申請期限〕 2月29日（木）

※問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎ 85-2611

スポーツ推進委員会主催 『ボッチャ教室』 開催

ボッチャは、ヨーロッパで生まれた誰でも楽しめるスポーツで、パラリンピックの正式種目です。目標となる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競います。ボッチャを試合形式で楽しみましょう！

〔日 時〕 12月2日（土）午前10時～正午まで

〔会 場〕 古里小学校体育館または文化会館多目的ホール

〔参加費〕 無料

〔対象者〕 お子さんからご高齢者の方、体に障害のある方にも楽しんでいただけますので、お気軽にお申し込みください。ただし、**チーム（3名）での参加が必要となります。**

〔申込方法〕 11月24日（金）までに、電話で教育課へお申し込みください。

*小学生以下のお子さんが参加される場合は、必ず保護者同伴でお願いします。

※申し込み、問い合わせは、教育課 ☎ 83-2246